

平成 30 年 6 月 1 日

各 位

株式会社関西アーバン銀行

不祥事件の発生について

この度、弊行におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。
信用を第一とする金融機関として、本件事態を厳粛に受け止め、深く反省いたしております。
日頃から弊行をご愛顧ご支援いただいておりますお客さまや関係の皆さま方に多大なご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを心からお詫び申し上げます。
今後、内部管理態勢の見直しと一層の強化に努め、役職員一体となり信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

記

1. 事件の概要

- (1) 弊行生野支店及び寝屋川支店で営業を担当していた元職員(事故者)が、お客さまに定期預金を勧誘するなどしてお預かりした払戻請求書等を悪用し、不正に現金を出金し着服するという行為を繰り返していたものです。
- (2) 平成 30 年 4 月、定期預金の預入を依頼したお客さまからの、証書や計算書の受け渡しがない旨のお問い合わせにより事態が発覚し、その後、内部調査の結果、下記事実が判明いたしました。

①生野支店

対象期間	平成 29 年 5 月～平成 30 年 4 月
お客さま数/着服件数/金額※1	19 先/49 件/162,087,380 円
うち発覚時に未返金となっていた分※2	11 先/22 件/85,280,083 円

②寝屋川支店

対象期間	平成 25 年 9 月～平成 29 年 3 月
お客さま数/着服件数/金額※1	4 先/24 件/7,818,795 円
うち発覚時に未返金となっていた分※2	4 先/21 件/7,218,795 円

※1 お客さま数/着服件数/金額：事故者が一時期でも着服していたお客さま数、件数、金額

※2 うち発覚時に未返金となっていた分：不祥事件発覚時に最終的に未返却となっていたお客さま数、件数、金額

- (3) ご迷惑をおかけしたお客さまへは、事態を説明し、深くお詫び申し上げ、発覚時点において未返金であったものについては、当行より全額を返金するとともに、本来のお客さまのご意向に基づき、お取引を修復させていただきました。

2. 監督官庁、警察への報告

事件発覚後、監督官庁へただちに報告いたしました。また、所轄の警察署に対しても通報しております。

3. 人事処分

事故者につきましては、懲戒解雇処分としております。また、管理監督の責にあった関係者につきましても、厳正な処分を実施する予定であります。

4. 今後の対応

弊行は、今回の事態を防止できなかったことを厳粛に受け止め、再発防止に向けて役職員のコンプライアンス意識の更なる向上を図るとともに、内部管理態勢の見直しと一層の強化に努め、役職員一体となり信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

以 上

【本件に関するお客さまからのお問い合わせ窓口】

電話番号：0120-300-827

受付時間：銀行営業日の午前9時から午後5時まで

(6月2日(土)、6月3日(日)は受付させていただきます)